

長崎県農林部 建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めるにあたり、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的として、快適トイレ設置を本要領により試行する。

2. 試行対象

(1) 試行対象

- ・ 長崎県農林部関係機関が発注する建設工事を対象とする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - ① 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
 - ② 主たる工種が屋外作業ではない工事
 - ③ 災害復旧工事
- ・ **対象金額**
 - ・ 設計金額 5,000 万円以上 → 原則試行実施
 - ・ 設計金額 5,000 万円未満 → 受注者の希望により試行実施

3. 試行内容

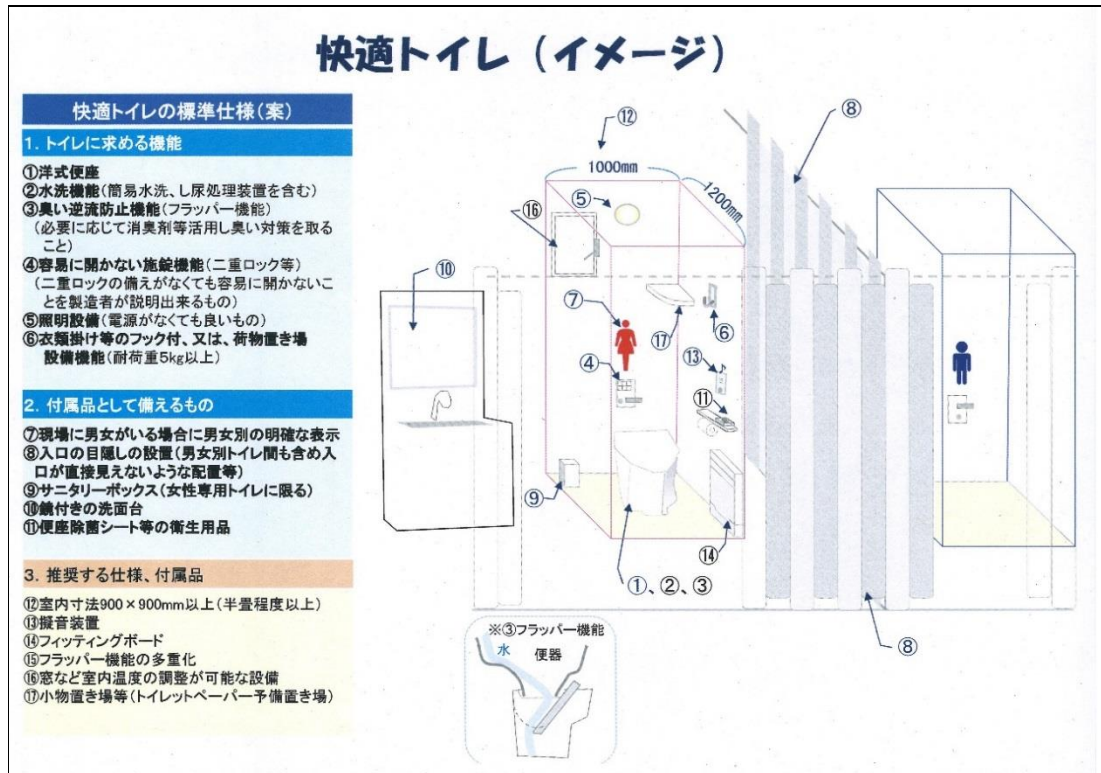
(1) 快適トイレの仕様

- ・ 快適トイレには以下の仕様（ア～ツ）があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「① 【快適トイレに求める機能（標準仕様）】（ア～カ）」「② 【活用するために備える付属品】（キ～サ）」を全て備えるものとし、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
 - ① 【快適トイレに求める機能（標準仕様）】『**必ず実施**』
 - ア 洋式便器
 - イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
 - ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
 - エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
 - オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能
（耐荷重 5 kg 以上）
 - ② 【活用するために備える付属品】『**必ず実施**』
 - キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ケ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
 - コ 鏡と手洗器
 - サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

③【推奨する仕様、付属品】『より快適となるもので実施は任意』

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではなく、各寸法が 900mm以上あること）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台（フィッティングボード等）
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- ツ 付属品等の木質化

◆快適トイレ標準仕様（イメージ）



(2) 快適トイレの設置

- ・ 工事現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- ・ 標準仕様を満たすトイレを男女別で各 1 台設置することを標準とする。（女性が現場にいない場合は、この限りではない）

4 実施方法

(1) 発注時

- ① 発注者は、「快適トイレ」設置対象工事であることを入札公告等へ明示し、入札参加者へ周知の上、実施するものとする。
また、特記仕様書に明示して設計図書に添付する。

(2) 施工実施時

- ② 原則、試行対象工事に適用するが、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本要領の対象外とする。
- ③ なお、快適トイレの仕様（「【快適トイレに求める機能（標準仕様）】」及び「【活用するために備える付属品】」）の一部の手配が出来ない場合においては、リース会社2社以上からの手配できない旨の証明書を添付し監督職員と協議を行い、導入を可能とする。
- ④ 受注者は、快適トイレを設置する前に「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- ⑤ 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。
- ⑥ 監督員は、設置された快適トイレを現場にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- ⑦ 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積もりを監督員に提出するものとする。

(3) 費用計上

- ⑧ 快適トイレ設置に要した費用は変更契約時に計上する。（計上方法は「5. 快適トイレの計上費用」による。）

5. 快適トイレの計上費用

- (1) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。（102,000 円／2基・月が上限）

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円（従来品）を除いた額。

- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) 計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで上限（102,000 円／基・月）まで計上可能とする。
- (5) 3基以上（ハウス型は2基以上）設置する場合や【活用するために備える付属品】の費用及び積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
ただし、現場環境改善費（率）を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。
- (6) 計上費用は共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上するものとする。
- (7) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率に含まれる。

《具体的な計上方法例》

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
→**積算で計上する費用：51,000 円／基・月**
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
→**積算で計上する費用：30,000 円／基・月**
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
・男女別一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
→**積算で計上する費用：90,000 円／基・月**
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
・男女別一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）

→積算で計上する費用：102,000 円／基・月

※ 1か月未満の端日数分については、1か月を30日として日割り計算した額
(少数点以下を切り捨てし整数止めにより計上する。)

6. 入札公告及び特記仕様書記載例

【設計金額 5,000 万円以上の工事】

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号)快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

《特記仕様書》

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１８）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （５）照明設備（電源がなくても良いもの）
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗い器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではなく、各寸法が 900mm 以上あること）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

(18) 付属品等の木質化

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限 51,000 円/基・月を設計変更の対象とする。（【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は、現場環境改善費（率）に含む。）

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

3. その他

原則、試行対象工事に適用するが、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本要領の対象外とする。

なお、快適トイレの仕様（【快適トイレに求める機能（標準仕様）】及び【活用するために備える付属品】）の一部の手配が出来ない場合においては、リース会社 2 社以上からの手配できない旨の証明書を添付し監督職員と協議を行い、導入を可能とする。

【設計金額 5,000 万円未満の工事】

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号)快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを、受注者からの協議により設置することができる。

《特記仕様書》

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たすトイレを設置することとする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）

(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)

(4) 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)

(5) 照明設備 (電源がなくても良いもの)

(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg 以上)

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

(9) サニタリーボックス (女性専用トイレに必ず設置)

(10) 鏡と手洗い器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900mm 以上 (面積ではなく、各寸法が 900mm以上あること)

(13) 擬音装置 (機能を含む)

(14) 着替え台 (フィッティングボード等)

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 窓など室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場等 (トイレットペーパー予備置き場)

(18) 付属品等の木質化

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限 51,000 円/基・月を設計変更の対象とする。(【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は、現場環境改善費(率)に含む。)

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事 (施工箇所) ※までとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基/工事 (施工箇所) ※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの仕様 (【快適トイレに求める機能 (標準仕様)】及び【活用するために備える付属品】) の一部の手配が出来ない場合においても、リース会社 2 社以上からの手配できない旨の証明書を添付し監督職員と協議を行い、導入を可能とする。

7. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

8. その他

（１）疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。